

【災害事例】 洗浄剤を続けて使って塩素中毒

【発生状況】

この災害は、工場内の窓のない換気扇のみの器具・工具洗浄室において、壁にカビが発生したので、一人で塩素系の防カビ剤で清掃したのち、床を酸性の洗浄剤で洗浄したところ、床の排水口から塩素ガスが室内に侵入してきて目とのどに痛みを感じた。直ちに室外に退散したが、医師の診断の結果、軽度の塩素ガス中毒と診断された。

【発生原因】

塩素系防カビ剤と酸性タイプの洗浄剤には容器にそれぞれ“**まぜるな危険**”と注意書きがあり、作業者はそれを知っていましたが、両者を続けて使用したため下水管で混ぜたと同じ反応が生じて、発生した塩素ガスが配水管を通じて洗浄室に逆流してきて被災したものであります。

注意書き



【再発防止対策】

- ① 洗浄作業の手順書を作成・表示し、作業者を教育する。
- ② 作業者は薬剤使用時には、注意書きをよく読んでから使用する。
- ③ 塩素系洗浄剤と酸性の洗浄剤は続けて使わない。次の洗浄剤を使う前に大量の水を流し、前の洗浄剤が残っていないことを確認してから次の作業を行う。塩素系洗浄剤と酸性洗浄剤を混ぜ合わせるとこの災害事例のよう、有害な塩素ガスが発生し、過去には死亡事故が起き重大問題が起きていることを認識しなければならない。
- ④ アルカリ性又は中性の洗剤を併用するようにする。
- ⑤ 複数の作業で行うか、見張りをつける。
- ⑥ 窓あるいはドアは開放して作業を行う。
- ⑦ 換気扇は回しながら作業をする。

「労働安全衛生法」

法第20条:事業者は機械器具その他の設備、爆発性の物質等及び電気・熱エネルギー等による労働者の危険防止のために必要な措置を講じなければならない、

法第22条、法第23条:事業者は、健康障害防止措置、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、労働者の健康、風紀及び生命の保持に必要な措置を講じなければならない。

1. 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
則601条:屋内作業場における換気を十分におこなうこと。

法第26条:労働者は、事業者が講じる労働災害防止措置に応じて必要な事項を守らなければならない。

以上